

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 8 月 28 日（金）第 749 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定（3件） (森づくり推進課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3

公 告

- 令和 8 年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 3
- 指定管理者の公募公告（2件） (都市計画課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市浜平字高尾 9 番、19 番丙、字小谷109番、110番、113番、113番乙
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第486号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市大浦町字本山11449番 1、11449番 3 から11449番 6 まで、字大川路山11454番 1 から11454番 3 まで、11455番 1、11455番 3、11455番 4、11456番 2、11456番 3、11456番 49、11456番50、字ナキ山11675番 1 から11675番 4 まで、11675番17、11675番24、11675番25
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
枕崎市桜山本町195番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
枕崎市田布川町1261番、1267番、1269番、1270番、1272番、1273番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年8月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	郷戸市来線	いちき串木野市川上字流合 3219番2地先から3218番5 地先まで	前 後	6.3～19.4 8.0～25.5	161.4 161.4

大隅地域振興局告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年8月28日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護NPO南の 太陽	肝属郡肝付町富 山1791番地1	特定非営利活動法 人南の太陽	肝属郡肝付町富 山1791番地1	立山 雅也	令和8年 7月1日	重度訪問 介護
就労継続支援B型 事業所EAST・ WOOD	鹿屋市郷之原町 12600番地	要商事有限会社	鹿屋市郷之原町 12729番地	東 将彦	令和8年 7月1日	就労継続 支援B型

公 告

令和8年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和8年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和8年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 令和8年11月8日（日）午前10時20分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 期日 令和8年11月8日（日）午後1時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 受験資格を有することを証明する書類
- エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

(3) 受験料手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては、現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

令和8年9月1日（火）から同月30日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和8年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

9 その他

- (1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は、詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便（現金を同封する場合にあっては、現金書留郵便）によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和8年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

吹上浜海浜公園

2 公の施設の所在地

南さつま市

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 公園施設の維持管理に関する業務
(2) 都市公園の利用の制限に関する業務
(3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
(4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
(5) 都市公園の利用の促進に関する業務
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
(4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
(5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
(6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、

金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890－8577）

8 申請を受け付ける期間

令和8年9月24日（木）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵便により提出する場合は、令和8年10月2日の消印のあるものまで受け付ける。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

(1) 詳細は、募集要項によるものとする。

(2) 募集要項は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890－8577）において、令和8年8月28日（金）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和8年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

北薩広域公園

2 公の施設の所在地

薩摩郡さつま町

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(1) 公園施設の維持管理に関する業務

(2) 都市公園の利用の制限に関する業務

- (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
- (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 - ウ 管理の業務に関する収支予算書
 - エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
 - オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
 - カ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の提出先
鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
令和8年9月24日（木）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵便により提出する場合は、令和8年10月2日の消印のあるものまで受け付ける。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和8年8月28日（金）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**鹿児島県選挙管理委員会告示第38号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年8月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表129及び185の項を削り、同表に次のように加える。

336	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀徳2277番1
337	医療法人徳洲会喜界徳洲会病院	大島郡喜界町赤連105番5

2の表90の項を削る。